

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月29日
【会社名】	セイノーホールディングス株式会社
【英訳名】	SEINO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田口 義隆
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市田口町 1 番地
【電話番号】	大垣 (0584) 82-3881
【事務連絡者氏名】	取締役 野津 信行
【最寄りの連絡場所】	岐阜県大垣市田口町 1 番地
【電話番号】	大垣 (0584) 82-3881
【事務連絡者氏名】	取締役 野津 信行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 丁目 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 1【提出理由】

平成30年6月27日開催の当社第97回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1株につき金19円 配当総額3,805,596,222円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

田口 義隆、田口 隆男、神谷 正博、丸田 秀実、古橋 治美、野津 信行、上野 健二郎、山田 メコミ（戸籍上の氏名：原 芽由美）及び 高井 伸太郎を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

伊藤 信彦を監査役に選任するものであります。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

平成30年5月11日開催の取締役会において、役員報酬体系への見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止することを決議したことに伴い、第2号議案で重任された取締役田口義隆、田口隆男、神谷正博、丸田秀実、古橋治美、野津信行の6氏、及び在任中の監査役寺田新吾氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を打ち切り支給するものであります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

取締役（社外取締役は除く）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入するものであります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、役位等に応じて、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任される常勤監査役熊本隆彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、退職慰労金規程に基づき退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等につきましては、監査役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,714,600	72,548	77	(注)1	可決 95.59
第2号議案					
田口 義隆	1,561,863	225,279	77	(注)2	可決 87.08
田口 隆男	1,559,736	227,406	77		可決 86.96
神谷 正博	1,599,985	187,157	77		可決 89.20
丸田 秀実	1,599,963	187,179	77		可決 89.20
古橋 治美	1,599,985	187,157	77		可決 89.20
野津 信行	1,665,274	121,868	77		可決 92.84
上野 健二郎	1,600,124	187,019	77		可決 89.21
山田 ムユミ (戸籍上の氏名:原 芽由美)	1,688,004	99,139	77		可決 94.11
高井 伸太郎	1,696,958	90,185	77		可決 94.61
第3号議案	1,596,669	190,477	77	(注)2	可決 89.02
第4号議案	1,184,156	602,990	77	(注)1	可決 66.02
第5号議案	1,755,696	31,452	77	(注)1	可決 97.88
第6号議案	1,059,533	727,613	77	(注)1	可決 59.07

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上